

安い掛金で大きな保障

全労連共済

火災共済は、民間損保、大手共済と比べ掛金は安い
全労連加盟組合が運営、私たちの共済です

掛金見直しは、年金ふやしです

年金者組合が加入出来る共済

- ・ 組合活動事故見舞共済
- ・ 火災共済
- ・ 交通災害共済
- ・ 個人賠償責任保険

◎加入の祭はパンフなど確認して申込んで下さい

共済の始まり

18世紀の産業革命の時代、過酷な労働による病気や怪我に対し英のパブ(居酒屋)で労働者がお金を出し合い助け合いを始めました。やがて労働条件の改善を求めようになりやがてこれを制度化していったものが共済と言われています。
「共済活動」は労働組合の原点ともいわれています。

行事スポット保険(2025年1月末までの契約で終了)

たすけあい介護サービスは、取り扱い中止となりました

2025年4月から地震保険最高額600万円に増額

共済普及対話、ミニ学習で共済活動援助金を活用しましょう

全日本年金者組合
愛知県本部 共済部

全労連共済 電話03-5842-3750
東京都文京区湯島2-18-6湯島夏目ビル5階
(2024.4.9)

組合活動事故見舞共済

国内における組合(支部)の機関決定で行なう組合活動中や組合が主催する行事活動中の事故に対する補償制度。(往復途中も含む)

- 掛 金 1口 10円
- 加入限度 10口 ①型+②型 20口迄加入できます
- 加入年齢 制限なし
- 加入区分 ①型 組合員全員加入
②型 支部役員加入
- 給付内容 ①型 1口当り 入院日額500円 日額通院250円
②型 1口当り 入院日額700円 日額通院300円

※給付申請時に活動日時、内容など明記された会議レジメ、ニュースなど書類添付
一人で行う活動は、組織が把握していても危険を伴うものは対象外とする。

事前準備の為複数で行っても組織が把握しなければ対象外とする(役員会、役員)

交通災害共済

- 国内における交通事故による死亡・身体障害・入院・通院対して共済金支給
- 掛 金 1口 50円
- 加入限度 10口
- 加入年齢 制限なし
- 加入範囲 組合員本人、配偶者、同一生計の子供、同居かつ同一生計の親族
- 給 付 1口50円の掛金で通院500円、入院1500円(日額)、

行事スポット保険(提携)・・・2025年1月末で保険契約終了します。

組合員とその家族が組合の主催する行事に参加して事故に遭ってしまった時

- バーベキュー、学習会、懇親会、会議
- グランドゴルフ大会、麻雀大会、花見・・・
- 組合員とその家族の国内、海外旅行
- 加入年齢 日帰行事 1口30円～500円 85歳まで
国内旅行 1口300円～1400円
85歳まで但し81歳以上85歳の方は制限有
海外旅行 85歳まで但し81歳以上85歳の方は制限有

個人賠償責任保険(提携)

自転車で走行中に誤って歩行者を怪我させた、子供がキャッチボール中に誤って他人の家の窓ガラスを割ったなど生活一般の賠償。

同居親族、別居の未婚の子供など「日常生活上の賠償事故」を保障。

募集期間 12月1日から2月10日迄 県本部必着 掛金 2530円
保障期間4月1日～翌年4月1日迄

5月1日から6月20日迄 県本部必着 掛金 1420円
保障期間10月1日～翌年4月1日迄

掛金支払 銀行引き落とし

銀行口座 残高不足が2回生じると解約になります。

◎ 加入の場合は、パンフレットを確認し申し込んでください。

個人・交通災害共済

個人・交通災害共済とは、国内における交通事故による死亡・身体障害・入院・実通院に対して共済金が給付される制度です。

1. 加入について

- 掛 金 1口 月額50円
- 加入最高限度 10口
- 加入範囲 組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族
(親族の範囲34ページ参照)
- 加入年齢 制限なし

2. 給付内容

口数	月額掛金	死亡	障害	入院	実通院
		交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる入院(1日～180日限度)	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院(1日～90日限度)
10口	500円	1,000万円	1,000万円～40万円	日額15,000円	日額5,000円
9口	450円	900万円	900万円～36万円	日額13,500円	日額4,500円
8口	400円	800万円	800万円～32万円	日額12,000円	日額4,000円
7口	350円	700万円	700万円～28万円	日額10,500円	日額3,500円
6口	300円	600万円	600万円～24万円	日額9,000円	日額3,000円
5口	250円	500万円	500万円～20万円	日額7,500円	日額2,500円
4口	200円	400万円	400万円～16万円	日額6,000円	日額2,000円
3口	150円	300万円	300万円～12万円	日額4,500円	日額1,500円
2口	100円	200万円	200万円～80,000円	日額3,000円	日額1,000円
1口	50円	100万円	100万円～40,000円	日額1,500円	日額500円

① [入院+実通院(90日限度)]の場合は、合計180日が限度です。

② 職業上タクシー・ハイヤー搭乗中に交通事故が発生したときは、組織・交通災害共済に加入している分も含めて5口を限度に共済金を支払います。

新規加入の手続き

火災共済

●新規加入はいつでも可能です。

●他保険・共済からの移行加入にあたり、保障の空白期間が発生することを防ぐため、火災共済にはサービス期間があります。単産・地方共済会または全労連共済が加入申込書と掛金を受けた日の翌日午前0時から発効日までの期間を「サービス期間」とし、掛金は発生しませんが保障の対象になります。

〈例〉申込書と掛金を受けた日が6/15の場合
発効日は7/1。6/16～6/30はサービス期間となります。
※サービス期間は最大で発効日前1ヶ月です。

●満期日と払込方法は職場共済会で統一してください。それぞれの方が別々の満期日と払込方法を設定することはできません。

〈例〉6月末満期共済会で10月1日新規加入の場合
【半年払】半年前半（7～12月）の未経過3カ月（10～12月）分の掛金をご入金ください。
【年 払】未経過9カ月（10月～翌年6月）分の掛金をご入金ください。

●共済契約者は、親族が所有する物件を加入する場合でも組合員本人とします。

●物件名義人は、登記されている方の名前を記入してください。居住区分が、借家の場合は家財の所有者を記入してください。

●借家人賠償責任共済に加入の際には、借家の家財に最低30口の加入が必要です。
(記入例61ページ参照)

空家と貸家の扱い（新規加入時）

空家…新規加入はできません。

貸家…新規加入はできません。

1. 提出書類

- ・「火災共済」加入申込書
- ・共済掛金送金明細書
- ・借家人賠償責任共済加入承諾書（借家人賠償に加入する場合のみ。記入例62ページ参照）

※「個人加入共済・火災共済」新規加入申込書は複写ではありませんので、職場共済会、単産・地方共済会での保管はコピーを取り保管して下さい。

2. 提出期限

発効日の前月25日までに単産・地方共済会または全労連共済へ送付してください。同時に共済掛金もお振込ください。

3. 記入方法（記入例60ページ参照）

- ①加入申込日に記入年月日を記入してください。
- ②発効日を記入してください。（発効日は翌月1日です）
- ③満期日を記入してください。※職場共済会で統一してください。
- ④その他すべての必要事項を契約者が自署で記入してください。

住宅 [加入限度早見表]

兼 借家人賠償責任共済金 [支払限度]

- 坪数 = $m^2 \div 3.3$ (坪数の小数点以下は切り上げ) 例: 29.2坪 → 30坪
- たみみ1量は0.5坪

木造住宅・簡易住宅				居住面積	鉄筋住宅			
加入限度	最高保障額	月額掛金	年額掛金		加入限度	最高保障額	月額掛金	年額掛金
7口	70万円	35円	420円	1坪	8口	80万円	20円	240円
14口	140万円	70円	840円	2坪	16口	160万円	40円	480円
21口	210万円	105円	1,260円	3坪	24口	240万円	60円	720円
28口	280万円	140円	1,680円	4坪	32口	320万円	80円	960円
35口	350万円	175円	2,100円	5坪	40口	400万円	100円	1,200円
42口	420万円	210円	2,520円	6坪	48口	480万円	120円	1,440円
49口	490万円	245円	2,940円	7坪	56口	560万円	140円	1,680円
56口	560万円	280円	3,360円	8坪	64口	640万円	160円	1,920円
63口	630万円	315円	3,780円	9坪	72口	720万円	180円	2,160円
70口	700万円	350円	4,200円	10坪	80口	800万円	200円	2,400円
77口	770万円	385円	4,620円	11坪	88口	880万円	220円	2,640円
84口	840万円	420円	5,040円	12坪	96口	960万円	240円	2,880円
91口	910万円	455円	5,460円	13坪	104口	1,040万円	260円	3,120円
98口	980万円	490円	5,880円	14坪	112口	1,120万円	280円	3,360円
105口	1,050万円	525円	6,300円	15坪	120口	1,200万円	300円	3,600円
112口	1,120万円	560円	6,720円	16坪	128口	1,280万円	320円	3,840円
119口	1,190万円	595円	7,140円	17坪	136口	1,360万円	340円	4,080円
126口	1,260万円	630円	7,560円	18坪	144口	1,440万円	360円	4,320円
133口	1,330万円	665円	7,980円	19坪	152口	1,520万円	380円	4,560円
140口	1,400万円	700円	8,400円	20坪	160口	1,600万円	400円	4,800円
147口	1,470万円	735円	8,820円	21坪	168口	1,680万円	420円	5,040円
154口	1,540万円	770円	9,240円	22坪	176口	1,760万円	440円	5,280円
161口	1,610万円	805円	9,660円	23坪	184口	1,840万円	460円	5,520円
168口	1,680万円	840円	10,080円	24坪	192口	1,920万円	480円	5,760円
175口	1,750万円	875円	10,500円	25坪	200口	2,000万円	500円	6,000円
182口	1,820万円	910円	10,920円	26坪	208口	2,080万円	520円	6,240円
189口	1,890万円	945円	11,340円	27坪	216口	2,160万円	540円	6,480円
196口	1,960万円	980円	11,760円	28坪	224口	2,240万円	560円	6,720円
203口	2,030万円	1,015円	12,180円	29坪	232口	2,320万円	580円	6,960円
210口	2,100万円	1,050円	12,600円	30坪	240口	2,400万円	600円	7,200円
217口	2,170万円	1,085円	13,020円	31坪	248口	2,480万円	620円	7,440円
224口	2,240万円	1,120円	13,440円	32坪	256口	2,560万円	640円	7,680円
231口	2,310万円	1,155円	13,860円	33坪	264口	2,640万円	660円	7,920円
238口	2,380万円	1,190円	14,280円	34坪	272口	2,720万円	680円	8,160円
245口	2,450万円	1,225円	14,700円	35坪	280口	2,800万円	700円	8,400円
252口	2,520万円	1,260円	15,120円	36坪	288口	2,880万円	720円	8,640円
259口	2,590万円	1,295円	15,540円	37坪	296口	2,960万円	740円	8,880円
266口	2,660万円	1,330円	15,960円	38坪	300口	3,000万円	750円	9,000円
273口	2,730万円	1,365円	16,380円	39坪				
280口	2,800万円	1,400円	16,800円	40坪				
287口	2,870万円	1,435円	17,220円	41坪	300口	3,000万円	750円	9,000円
294口	2,940万円	1,470円	17,640円	42坪				
300口	3,000万円	1,500円	18,000円	43坪以上				

住宅の居住面積に応じて上記表の範囲内で加入してください。
 注1) 鉄筋コンクリート住宅は必ず高層階口で加入してください。 注2) 建物の構造年数にかかわらず、加入口数に応じた割増となります。
 注3) 簡易住宅は1坪あたり3口が限度口数となります。また、150口を超える加入はできません。

家財 [加入限度早見表]

木造住宅・簡易住宅				居住人数	鉄筋住宅			
加入限度	最高保障額	月額掛金	年額掛金		加入限度	最高保障額	月額掛金	年額掛金
100口	1,000万円	500円	6,000円	1人	100口	1,000万円	250円	3,000円
130口	1,300万円	650円	7,800円	2人	130口	1,300万円	325円	3,900円
140口	1,400万円	700円	8,400円	3人	140口	1,400万円	350円	4,200円
150口	1,500万円	750円	9,000円	4人以上	150口	1,500万円	375円	4,500円

住宅の居住人数に応じて上記表の範囲内で加入してください。
 注1) 鉄筋コンクリート住宅は必ず高層階口で加入してください。 注2) 居住人数とは、契約物件に居住する親等の人数です。

【現行】地震等共済金

損害区分	1口あたりの共済金額	支払限度額	支払限度口数
全焼壊・流失	7,500円	300万円	(住宅+家財) 400口
大規模半焼壊	5,250円	210万円	
中規模半焼壊	3,750円	150万円	
半焼壊			
準半焼壊	750円	30万円	
一部焼壊(100万円超)			
一部焼壊(50万円超)	250円	10万円	(家財) 150口
一部焼壊の住宅損害に該当せず、かつ家財に50万円を超える損害が生じた場合	450円	67,500円	
契約物件内での地震等による契約物件に居住する契約者・親族の死亡	1世帯あたり1万円		

注1) 車庫や門などは付属建物として、損害に含まず(一部壊扱い)。

注2) 罹災証明書は、新聞記事、共済会証明に代えられますが罹災証明書がない場合は、一部壊を超える損害の場合でも、写真や住宅損害見積書などが必要です。

注3) 借家人賠償に加入の場合は、家財口数のみで計算します。

注4) 空家・貸家は地震等共済金の対象外です。

【2025年4月改定後】地震等共済金(自然災害特約の新設)

給付区分(住宅)	損害程度	基本		特約		保障 基本+特約計
		1口あたりの共済金	限度(400口)	1口あたりの共済金	限度(400口)	
全壊・流失	50%以上	7,500円	300万円	7,500円	300万円	600万円
大規模半壊	40%以上50%未満	5,250円	210万円	5,250円	210万円	420万円
☆中規模半壊	30%以上40%未満	4,500円	180万円	4,500円	180万円	360万円
半壊	20%以上30%未満	3,750円	150万円	3,750円	150万円	300万円
準半壊	20%未満	100万円超	750円	750円	30万円	60万円
一部壊		50万円超	250円	10万円	250円	10万円
家財の損害		基本		特約		保障 基本+特約計
一部壊に該当しない家財損害 50万円超(家財契約がある場合)		1口あたりの共済金	限度(150口)	1口あたりの共済金	限度(150口)	
		450円	6.75万円	450円	6.75万円	13.5万円

地震等共済金の改定検討案のポイント ☆が給付区分の新設です。

① 現行は、中規模半壊と半壊の共済金額の区分は同一ですが、検討案は政府の基準にあわせ、中規模半壊の区分で共済金額を新設し、給付額を改善しました。

事例(3) 住宅 200口・家財 100口加入の方の住宅が中規模半壊
 現行⇒3,750円×300口=112.5万円
 検討案⇒4,500円×300口=135万円(特約に加入すれば270万円の保障)

② 風水害等共済金、地震等共済金の新設や改善をおこなうため、地震等による、「組合員と居住物件に居住する親族の死亡」については、廃止します。

火災共済が変わります

1. 火災共済に上乗せして、自然災害（台風・地震など）の保障を厚くできる特約（オプション）ができます。

Q1：どのように加入するの？

A1：火災共済に加入する際や、継続の際などに、自然災害特約をつけるかどうかを本人が選択します。特約を付ける場合は、必ず基本と同口数を加入します。

Q2：掛金と保障は、どれくらい？

A2：特約をつけると、掛金は、通常の火災共済の2倍になりますが、風水害等の保障は3倍、地震等の保障は、2倍になります。（裏面参照）

Q3：いつから加入できるの？

A3：共済会の満期にかかわらず、すでに火災共済に加入中の方も2025年4月から加入できます。

持ち家の方に
おすすめ



参考：火災共済自然災害特約と2022年10月からの民間改定保険料との比較（年）

加入条件：木造・4人家族 築年数10年以内

火災最高保障額→建物2,100万円 家財1,500万円 地震等最高保障額→建物540万円

部内資料

所在地	(注) 民間保険 +地震保険料	火災共済 特約付掛金	掛金比
北海道	101,840円	43,200円	42.4%
宮城	88,890円		48.6%
東京	100,430円		43.0%
愛知	102,300円		42.2%
大阪	121,050円		35.7%
広島	96,950円		44.6%
福岡	121,610円		35.5%

(注) 民間保険について
風水害は実損保障です。
火災保険で建物2,100万円の契約では、
地震保険で540万円の契約はできませんが
地震最大540万円保障の保険料を
参考までに試算しました（割引率適用なし）。

民間損保は
今年も値上げ

火災共済特約付では、風水害（最高 810万円）と
地震（最高540万円）の見舞金が含まれています。
特約をつけても、火災共済の掛金は
民間保険の半分以下です。

※特約をつけない場合でも、火災共済には風水害と地震の
見舞金（最高270万円）がついています。



2. (風水害等) 床下浸水の新設、床上浸水の保障の改善 (保障は、400口加入の場合)

① 床下浸水の区分を新設します

基本 = 最高5万円、**特約をつければ、最高15万円**

② 床上浸水の保障を一部引き上げます

延床面積50%以上40cm～70cm未満 現) 最高50万円→改) 最高70万円に改善
特約をつければ、最高210万円の保障

3. (地震等) 中規模半壊の保障の改善 (保障は、400口加入の場合)

中規模半壊に新たな給付区分を設けます 現) 最高150万円→改) 最高180万円
特約をつければ、最高360万円の保障



2025年4月

火災共済に自然災害特約が
付帯できるようになります！

30坪

- 例えば…木造住宅 30坪 (99㎡)
- 居住人数2名
- 住宅210口+家財130口 = 340口加入の場合
(火災全焼3400万円 臨時費用200万円保障)
- 掛金は…
- 基本のみ掛金 = 20,400円 (年)
- 基本+特約掛金 = 40,800円 (年)

この場合は… ↓

風水害等共済金 (基本のみ臨時費用あり)

給付区分	住宅の損害程度	基本のみ	基本+特約
全壊・流失	70%以上	255万円	765万円
大規模半壊	50%以上70%未満	178万円	535万円
半壊	20%以上50%未満	127万円	382万円
一部壊 20%未満	損害額100万円超	34万円	102万円
	損害額50万円超	17万円	51万円
	損害額20万円超	8万円	25万円
	損害額10万円超	4万円	12万円
	損害額5万円超	2万円	7万円
床上浸水 (延床 面積中の浸水率 ①と床面からの高さ ②で区分を判断)	①50%以上 ②100cm以上	127万円	382万円
	①50%以上 ②40cm以上 100cm未満	59万円	178万円
	①50%以上 ②40cm未満また は、①50%未満 ②条件なし	25万円	76万円
床下浸水	泥かき、消毒費用 10万円超	4万円	12万円
	泥かき、消毒費用 5万円超	2万円	7万円

基本に特約を付帯した場合の給付のイメージ

給付内容	基本契約	自然災害特約
火災等共済金 (火災・落雷など)	住宅保障3000万円限度 家財保障1500万円限度	対象外
臨時費用共済金	共済金の15% (限度額200万円)	
風水害等共済金 (豪雨・台風・雪など)	建物の損害程度に応じて 300万円限度	建物の損害程度に応じて 600万円限度 (損害額限度)
臨時費用共済金	共済金の15%	対象外
地震等共済金 (地震・津波・地震に起因した火 災など)	建物の損害程度に応じて 300万円限度	建物の損害程度に応じて 300万円限度 (損害額限度)
臨時費用共済金	対象外	対象外

地震等共済金 (臨時費用なし)

給付区分	住宅の損害程度	基本のみ	基本+特約
全壊・流失	50%以上	255万円	510万円
大規模半壊	40%以上50%未満	178万円	357万円
中規模半壊	30%以上40%未満	153万円	306万円
半壊	20%以上30%未満	127万円	255万円
準半壊	20%未満	100万円超	25万円
一部壊		50万円超	8万円
家財の損害		基本のみ	基本+特約
一部壊に該当しない家財損害 50万円超 (家財契約がある場合)		5万円	11万円

注) 各共済金は、千円以下を省略して表示しています。



←給付区分ごとの
詳しい内容は、こちら

損害認定について…

風水害等共済金 → 住宅損害の見積書を基に、損害率を算出し認定をおこないます。

地震等共済金 → 準半壊以上は罹災証明書で認定、一部壊と家財損害については、見積書で損害額を算出し認定をおこないます。

上記のほかに、居住面積に応じた事例を3つ作成しましたので、皆さんの住宅に近い条件で自然災害特約の内容を確認してみてください。



↑
①25坪2人住まい



↑
②35坪2人住まい



↑
③40坪2人住まい



※事故発生日から30日以内に、この速報で事故状況をお知らせください。

全労連共済 御中

FAX : 03-5842-3752

事故状況報告書(速報)

下記のとおり、事故が発生したことを取り急ぎ報告いたします。

被災者 (被共済者)	共済会コード		共済会名	
	加入者コード		被共済者氏名	
加入している 共済種目	1. 労働組合活動事故見舞共済 <input type="checkbox"/> ①型 <input type="checkbox"/> ②型 <input type="checkbox"/>			
	2. 生命 組織 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/>			
	3. 交通災害 組織 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/>		4. その他() <input type="checkbox"/>	
事故発生日時	年	月	日	午前・午後 時 分頃
事故発生場所				
事故種別	1. 交通事故		2. 交通事故以外 (業務中・業務外)	
	1. 組合活動中		2. 組合活動外	
事故原因 および 発生状況				
ケガの状況				
受療後の処置 (病院への 移送方法など)				
警察等への 事故の届出	病院名		TEL ()	
	1. あり () 警察(署) 2. なし 3. 不明			
被共済者の 過失の有無	1. あり () 2. なし 3. 不明			

報告日 年 月 日

共済会名

担当者氏名

担当者連絡先

加入者の皆様の個人情報、法令等により開示が必要な場合を除き共済業務遂行の目的以外には利用いたしません。

給付申請に必要な書類

書類は、全労連共済のホームページからダウンロードしていただけます。(トップページ左下の帳票ダウンロードから)

労働組合活動事故見舞共済

共済事由が発生したら、30日以内に「(2)事故状況報告書(速報)」に必要事項を記入してFAXなどで全労連共済までお知らせください。
 届け出がない場合、共済金が給付されないことがありますのでご注意ください。

提出書類	(1) 共済金給付申請書	(2) 事故状況報告書(速報)	(3) 労働組合などの責任者の事故証明書※①	(4) 死亡診断書または死体検案書	(5) 後遺障害診断書※②	(6) 入院を証明する医師の診断書※③	(7) 通院を証明する医師の診断書※③	(8) 医師に開うことについての同意書	(9) 被共済者および共済金受取人の戸籍謄本(原本)※④	(10) その他この会が求める必要書類	
	用紙	P162	P151	P157	/	P154	P152	P152	P156	/	/
	記入例	P101	P103	P109	/	P106	P104	P104	P108	/	/
死亡	○	○	○	○				○	○	○	
障害	○	○	○		○			○		○	
入院	○	○	○			○		○		○	
実通院	○	○	○				○	○		○	

※①「労働組合などの責任者の事故証明書」は、労働組合活動中の事故であることを証明する書類のことです。下記のいずれかを提出してください。
 * 会議の議事録や行事の開催案内・チラシのコピー
 * 職場共済会で作成した労働組合中の事故であることの証明書
 * 157ページの「傷害事故発生証明書」
 ※②「後遺障害診断書」を提出する場合には、必ず155ページの【「労働能力の喪失度」に関する質問】の提出も必要となります。
 ※③共済金が5万円以下の時は、153ページの「治療証明書」+「医療機関の支払明細書のコピー」をもって、入院や通院を証明する医師の診断書に代えることができます。(同一事由を、複数共済種目から申請する場合は、共済金を合算し、5万円を超えるかの判断をおこなってください。ただし慶弔共済は除きます)
 ※④被共済者の戸籍謄本は、必ず除籍済みの原本を提出してください。

交通災害共済

共済事由が発生したら、30日以内に「(2)事故状況報告書(速報)」に必要事項を記入してFAXなどで全労連共済までお知らせください。
届け出がない場合、共済金が給付されないことがありますのでご注意ください。

提出書類	(1) 共済金給付申請書	(2) 事故状況報告書(速報)	(3) 交通事故罹災証明書※①	(4) 死亡診断書または死体検案書	(5) 後遺障害診断書※②	(6) 入院を証明する医師の診断書※③	(7) 通院を証明する医師の診断書※③	(8) 医師に問うことについての同意書	(9) 被共済者および共済金受取人の戸籍謄本(原本)※④	(10) その他この会が求める必要書類
	用紙	P162	P151	/	P154	P152	P152	P156	/	/
	記入例	P101	P103	/	P106	P104	P104	P108	/	/
死亡		○	○	○	○			○	○	○
障害		○	○	○		○		○		○
入院		○	○	○		○		○		○
実通院		○	○	○			○	○		○

- ※①「交通事故罹災証明書」のない場合の取扱いについては以下の通りとします。
 - * 当該の交通事故について、自動車安全運転センターまたはこれに代わるべき第三者の発行する交通事故罹災証明書を提出できない相応の理由が認められること。
 - * 第三者の目撃者(現認)証明書(158ページ参照)、または示談書が提出できること。
 - * 事故調査等により、当該事故発生の実態、事故日時等が確認できること。
- ※②「後遺障害診断書」を提出する場合には、必ず155ページの【「労働能力の喪失度」に関する質問】の提出も必要になります。
- ※③共済金が5万円以下の時は、153ページの「治療証明書」+「医療機関の支払明細書のコピー」をもって、入院や通院を証明する医師の診断書に代えることができます。(同一事由を、複数共済種目から申請する場合は、共済金を合算し、5万円を超えるかの判断をおこなってください。ただし慶弔共済は除きます)
- ※④被共済者の戸籍謄本は、必ず除籍済みの原本を提出してください。

- 全労連共済について
- 新種加入共済とは
- 労組事故見舞い金
- 組員生命共済
- 組員障害共済
- 組員交通災害共済
- 慶弔金(火災型)
- 個人加入共済とは
- 個人生命共済
- 個人医療共済
- 緩和型共済
- シニア生命シニア医療
- 個人交通災害共済
- セレクト共済
- 健康告知
- 親族の範囲
- シニアへの移行
- 火災共済
- 給金の納入
- 新規加入
- 変更・解約
- 継続加入
- 給付
- 不給付・削減
- Q & A
- 障害等級表
- 不慮の事故定義・範囲
- 書類関係

火災共済

火災等発生時からの手続きの流れについては96～97ページを参照してください。

共済事由が発生したら、30日以内に「(3)住宅災害状況報告書(速報)」に必要事項を記入してFAXなどで全労連共済までお知らせください。届け出がない場合、共済金が給付されないことがありますのでご注意ください。

提出書類	(1) 火災共済金給付申請書	(2) 関係官署の罹災証明書※①	(3) 住宅災害状況報告書(速報)	(4) 住宅損害見積書	(5) 写真	(6) その他この会が求める必要書類
	用紙	P163		P160		
記入例	P102		P112			
火災等共済金	○	○	○	○	○	○
持ち出し家財共済金	○		○	○	○	○
風水害等共済金	○	○	○	○	○	○
地震等共済金※②	○	○	○	○	○	○
失火見舞費用共済金	○	○	○	○	○	○
漏水見舞費用共済金	○		○	○	○	○
修理費用共済金	○		○	○	○	○
借家人賠償責任共済金	○	○	○	○	○	○
風呂の空焚き見舞金	○		○	○	○	○

※①「関係官署の罹災証明書」がない場合は、以下の証明書のうちいずれかを提出してください。

- * 当該共済会代表者の証明書
- * 隣人または第三者である目撃者（現認）の証明書
- * 加害者の証明書
- * その他、この会が適当と認めた証明書

専用の書式はありません。

※全焼など、共済金額が大きい場合は、所有者の確認のため「建物登記簿謄本（コピー可）」（固定資産評価証明書でも可）の提出をお願いすることがあります。

※②地震等共済金は、(4)と(5)については、一部焼壊の場合のみ、提出していただきます。（ただし、罹災証明書で損害程度が確認できない場合はこの限りではありません）